

電力供給仕様書

1. 概要

- (1) 対象建物 堺市役所本庁舎
(2) 需要場所 堺市堺区南瓦町3番1号
(3) 業種および用途 事務所

2. 仕様

- (1) 電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式、発電設備、蓄熱設備等

ア 電気方式 交流3相3線式

イ 標準電圧 20 kV

ウ 計量電圧 20 kV

エ 標準周波数 60 Hz

オ 受電方式 2回線受電

カ 発電設備 別紙1のとおり

キ 蓄熱設備

(a) 蓄熱設備容量 636.25 kW

(b) 蓄熱専用計量装置 有り。(関西電力送配電株式会社の所有)

計量電圧 400 V

蓄熱設備を有していることについて、供給者が契約において料金の評価を行う場合は、供給者の負担により、蓄熱専用計量が可能な状態を維持するものとする。なお、蓄熱設備については、令和7年10月頃撤去予定である。

ク アンシラリースervice料対象容量 0 kW

- (2) 契約電力、予定使用電力量

ア 契約電力（契約上使用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計量される値が原則としてこれを超えないものとする。）

(a) 契約電力（常時電力） 2,000 kW

(b) 契約電力（予備電力） 2,000 kW

（常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で、予備電線路により受電する。）

(c) 契約電力（自家発補給電力） 360 kW

（自家発電設備の事故により生じた不足電力等の補給にあてるため受電する。）

イ 予定使用電力量 6,713,000 kWh

（令和8年2月1日0時00分から令和9年1月31日24時00分までの使用量見込み）

ただし、今後のZEB化改修等により使用電力量は変動する可能性がある。

(a) 各月の電力使用計画及び実績（最大需要電力、使用電力量） 別紙2のとおり

(b) 季節及び時間帯別の電力使用実績	別紙3のとおり
(c) 昼夜間及び休日の電力使用実績	別紙4のとおり
(d) 需要電力データ (令和5年4月～令和6年3月実績)	別紙5のとおり
(e) コージェネレーションシステム発電データ (令和5年4月～令和6年3月実績)	別紙6のとおり
(f) ZEB化改修後の想定需要電力	別紙7のとおり

(3) 契約使用期間

令和8年2月1日0時00分から令和28年1月31日24時00分まで

(4) 需給地点

需要場所における堺市役所本庁舎の特高受電室内の20kV 地中電線路立上り電らん終端箱(2ヶ所)とする。

(5) 電気工作物の財産責任分界点

需要場所における堺市役所本庁舎の特高受電室内の20kV 地中電線路立上り電らん終端箱(2ヶ所)とする。

(6) 保安上の財産責任分界点

電気工作物の財産責任分界点に同じ。

(7) 検針日および計量

検針日は毎月1日とし、1日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。
計量は、計量器により記録された値によるものとする。

(計量は、検針日における計量器の読みによるものとする。)

(8) 代金の算定期間

代金の算定期間は、毎月1日の0時00分から当該月の最終日の24時00分までの期間とする。

(9) 料金制度

料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など各社ごとに設定することができるものとする。

(10) 力率

ア 供給者は契約期間において、その月の平均力率により、力率割引及び割増しを行うことができるものとする。

なお、力率割引及び力率割増しを行う場合は、供給者が定める供給条件等の規定によるものとする。

イ 契約期間における予定平均力率は、別紙2のとおり。

(11) 燃料費調整

供給者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要になった場合は、燃料費の調整を行うことができるものとする。

なお、燃料費の調整を行う場合は、供給者が定める供給条件等の規定によるものとする。

(12) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件等によるものとする。

(13) 市場価格調整

供給者は、市場価格の変動により、毎月の市場調達における価格変動を、電気料金へ反映する市場価格調整を行うことができるものとする。

なお、市場価格調整は、平均市場価格と基準市場価格の差額及び調整係数に基づき行うものとし、供給者が定める供給条件等の規定によるものとする。

(14) 堺市版オフサイトP P Aに係る業務

供給者は、別添3のとおり、堺市版オフサイトP P Aに係る業務を実施すること。

(15) その他

この仕様書に定めなき事項については、供給者が定める供給条件等の規定によるものとする。